

# ASBJ、企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2021年1月18日、企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「本公開草案」という)を[公表](#)しました。

本公開草案では、投資信託に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について定めることが提案されています。

本公開草案に対するコメント期限は、2021年3月18日です。



## 本公開草案のポイント

- 投資信託財産が金融商品である投資信託
  - 解約等に重要な制限がない場合は、基準価額を時価とします。
  - 解約等に重要な制限がある場合は、会計基準と整合する評価基準で投資信託財産が評価されていると考えられれば、基準価額を時価とみなすことができます。
  - 基準価額を時価とみなす場合、金融商品のレベル別開示等は不要です。ただし、レベル3の金融商品に求められる注記に準ずる注記が求められます。
- 投資信託財産が不動産である投資信託
  - 解約等に重要な制限がない場合は、基準価額を時価とします。
  - 解約等に重要な制限がある場合は、基準価額を時価とみなすことができます。
  - 基準価額を時価とみなす場合、投資信託財産が金融商品である投資信託について基準価額を時価とみなす場合と類似の注記が求められますが、一部は不要とされています。
- 貸借対照表上、持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、時価開示は不要です。
- 2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用します。時価算定基準の適用に合わせて期首から早期適用することが認められます。

## I. 本公開草案の公表の経緯

2019年7月4日に公表された企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定基準適用指針」という）において、投資信託の時価の算定に関しては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定基準」という）公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされてきました。

また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記についても、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとされてきました。

本公開草案では、これらの投資信託に関する取扱い及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記について以下のように定めることが提案されています。

## II. 本公開草案の内容

### (1) 投資信託の時価の算定に関する取扱い

市場における取引価格が存在しない投資信託について、投資信託財産が金融商品である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ）と、投資信託財産が不動産である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ）との2つに区分して取扱いが定められています。また、それぞれについて、解約又は買戻請求（以下、合わせて「解約等」という）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があるか否かを区分して、取扱いが定められています。

#### 1. 投資信託財産が金融商品である投資信託

##### (1) 解約等に重要な制限がない場合

基準価額を時価とします。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格を利用することもできます（本公開草案第24-2項）。基準価額を時価とする場合当該基準価額で解約等できることから、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができます（本公開草案第24-6項）。

##### (2) 解約等に重要な制限がある場合

会計基準と整合する評価基準で投資信託財産が評価されていると考えられるときに基準価額を時価とみなすことができます。具体的には、次のいずれかに該当する場合があります（本公開草案第24-3項）。

- ① 投資信託の財務諸表がIFRS<sup>®</sup>基準又は米国会計基準に従い作成されている。
- ② 投資信託の財務諸表がIFRS基準及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成されているが、時価の算定に関して、IFRS基準又は米国会計基準の公正価値測定規定と概ね同等の定めであると判断される。
- ③ 投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている。

なお、2021年1月14日に、投資信託協会から「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正案が公表されています。

この基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合は、上記の①から③のいずれかに

該当することになるため、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができます（本公開草案第24-6項）。

なお、海外の法令に基づいて設定される投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日とが異なる場合もありますが、それらの間の期間が短い（通常は1ヶ月程度。投資信託財産の流動性などの特性も考慮する）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができます（本公開草案第24-5項）。

投資信託財産が金融商品である投資信託の時価算定の概要を図1に示しています。

図1 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価算定の概要

市場における取引価格	解約等の重要な制限	時価
存在する	—	市場における取引価格
存在しない	なし	基準価額（※1）
		他の算定方法による価格
	あり	基準価額＋調整額
		他の算定方法による価格
		基準価額（適用要件を満たす場合）（※2）

※1：重要な制限がなく、基準価額で解約等できる場合は、時価の定義を満たすと考えられるため、基準価額が会計基準に従って算定されていると判断できます。

※2：基準価額を時価とみなす場合、適用要件を満たしていることにより、基準価額が会計基準に従って算定されていると判断することができます。

### (3) 解約等に重要な制限があるか否かの判断

次のような制限のみがある場合は、解約等に重要な制限がある場合には該当しません（本公開草案第24-4項）。

- ① 条件が満たされる可能性が低い条件付きの解約制限
- ② 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
- ③ 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い

### (4) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の開示

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、金融商品の時価等の開示に関する適用指針（以下「金融商品時価開示適用指針」という）で求められる、金融商品のレベル別の時価等（金融商品のレベル別の時価、レベル2又はレベル3の場合の評価技法及びインプットの説明、レベル3の場合の時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報や期首残高から期末残高への調整表等）の注記は求められません。

その代わりに、レベル3の金融商品に求められる注記に準じて、次の内容を注記することが求められます。（本公開草案第24-7項）。

- ① 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、金融商品のレベル別の時価等を注記していない旨

- ② 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額の合計額
- ③ ②の期首残高から期末残高への調整表（②の合計額に重要性がない場合を除く）
- ④ ②の時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳（②の合計額に重要性がない場合を除く）

## 2. 投資信託財産が不動産である投資信託

本公開草案の内容が適用されると、従来時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価で測定していた非上場の不動産投資信託も時価（≒基準価額）で測定することが求められることになります。

なお、投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合も、当該不動産が投資信託財産である投資信託と同様に取り扱います（本公開草案第24-13項）。

### (1) 解約等に重要な制限がない場合

基準価額を時価とします。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格を利用することもできます（本公開草案第24-8項）。基準価額を時価とする場合当該基準価額で解約等できることから、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができます（本公開草案第24-10項）。

### (2) 解約等に重要な制限がある場合

基準価額を時価とみなすことができます（本公開草案第24-9項）。投資信託財産が金融商品である場合と異なり、基準価額を時価とみなす取扱いを適用するための要件の定めはありません。基準価額を時価とみなす場合、不動産の時価の算定は、時価算定基準の対象外であることから、投資信託財産が不動産である投資信託の基準価額が会計基準に従って算定されたものであるか否かを判断することは困難であると考えられるため、そのような手続きは求められていません（本公開草案第24-10項、第49-12項）。

投資信託財産が不動産である投資信託の時価算定の概要を図2に示しています。

図2 投資信託財産が不動産である投資信託の時価算定の概要

市場における取引価格	解約等の重要な制限	時価
存在する	—	市場における取引価格
存在しない	なし	基準価額（※1）
		他の算定方法による価格
	あり	基準価額+調整額
		他の算定方法による価格
		基準価額（※2）

※1：重要な制限がなく、基準価額で解約等できる場合は、時価の定義を満たすと考えられるため、基準価額が会計基準に従って算定されていると判断できます。

※2：基準価額を時価とみなす場合、基準価額が会計基準に従って算定されているか否かの判断は求められていません。

### (3) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合の開示

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、金融商品のレベル別の時価等の注記は求められず、その代わりに、レベル3の金融商品に求められる注記に準じた内容を注記することが求められます（本公開草案第24-11項）。ただし、解約等に関する制限の内容の注記は求められていません。

基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求められる追加の開示内容について、投資信託財産が金融商品の場合と不動産の場合を比較して、図3に示しています。

図3 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した場合に求められる追加の開示

追加の開示内容	信託財産	
	金融商品	不動産
① 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、レベル別開示の注記をしていない旨	○	○
② 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表価額の合計額	○	○
③ ②の期首残高から期末残高への調整表（※1）	○	○
④ ②の解約等に関する制限の内容ごとの内訳（※1）	○	—

※1：②合計額に重要性がない場合は開示不要

## 3. 投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む投資信託

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合には、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のいずれの取扱いを適用するかは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断します（本公開草案第24-12項）。

### (2) 貸借対照表上、持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、金融商品時価開示適用指針に定める、貸借対照表価額、貸借対照表日の時価及びその差額の注記を要しません（本公開草案第24-15項）。ただし、以下の注記が求められます。

- ① 当該取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針に定める時価の注記をしていない旨
- ② 当該取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表価額の合計額

### (3) 適用時期

2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することが提案されています。

また、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用が認められます。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。